

休学及び復学に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校学則（以下「学則」という。）第19条、第20条の規定に基づき、休学及び復学に関して必要な事項を定めるものとする。

(休学事由)

第2条 休学をすることができる事由は、次の各号のいずれかに該当する事由とする。

- (1) 疾病のため就学不能のとき。
- (2) 経済的理由により学費の支払いが困難なとき。
- (3) その他特別な理由があるとき。

(休学願)

第3条 休学を願い出る者はその理由を詳記し、連帯保証人連署の上、休学願を学校長に提出しなければならない。ただし、疾病のため休学する場合は、医師の診断書を添付するものとする。

(休学期間)

第4条 休学期間は原則1年を超えることはできない。

- 2 休学期間は学則第6条に規定する在学年限に算入されない。

(復学願)

第5条 休学を許可された者が復学を希望する場合にはその理由を詳記し、連帯保証人連署の上、休学期間満了前に復学願を学校長に提出しなければならない。この際、疾病によって休学していた者は医師の診断書を添えなければならない。

- 2 復学の時期は、学期の始めとする。

(授業料等)

第6条 休学中の授業料及びその他の必要経費は免除する。ただし、学期の中途において休学する場合は、授業出席の有無にかかわらず、その学期の授業料及びその他の必要経費全額を納入しなければならない。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。